

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、埼玉県立高等学校等の生徒の安全と健康増進を目指して、その普及充実に努めるとともに生徒の学校管理下における事故(以下「災害」という。)の救済を推進することにより、学校における教育活動の円滑な展開に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人の前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の安全・健康増進支援事業
- (2) 学校管理下における生徒の災害に対する補償に関する事業
- (3) 高等学校等のPTAとの連携を深め、安全教育を支援する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 その他の財産のうち一部は、前条第2号の事業を行うに当たり、不足金の補填に備えるため、別途準備金を積み立てなければならない。

- (1) 準備金の額は、三千万円とする。
- (2) 準備金の処分は、理事会の決議によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち現金は、ゆうちょ銀行若しくは銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 当法人の経費は、その他の財産から支弁する。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた

- 上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 2 当法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配)

第12条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 当法人に、評議員10名以上25名以内を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任は、次の各号に掲げる者の中から評議員会の決議により行う。

- (1) 埼玉県高等学校PTA連合会（以下「埼高P連」と称す。）各支部から選出された単位PTA会長のうち各2名以内
 - (2) 埼高P連支部ごとに県高等学校長協会、県養護教員会(高校)、県公立学校事務長会・公立高等学校事務職員会所属者のうち2名の計12名以内
 - (3) 県特別支援学校長会所属者のうち1名
 - (4) 県高等学校副校長・教頭会及び県高等学校定時制通信制副校長・教頭会所属者のうち各1名以内
 - (5) 学識経験者1～2名
- 2 評議員の解任は、評議員会の決議により行う。
 - 3 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を同一にする者
 - (2) 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他理事以外の役員または業務を執行する社員等これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数は、評議員の総数の3分1を超えてはならない。
 - 4 評議員は、当法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 5 評議員の異動があったときは、2週間以内にその登記をしなければならない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第13条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 補欠または増員で選任された評議員の任期は、その前任者又は他の在任評議員の任期満了時までとする。

(報酬等)

第17条 評議員は原則無報酬とする。ただし、PTAの役員、学校の職員以外の者については、別に定める規定によって、1回につき、2万円を超えない範囲で支給することができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定に関わらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。
 - 4 共済規程の変更については、PTA・青少年教育団体共済法施行規則第8条に関する事項及び軽微な事項の変更については評議員会の決議を要しない。この場合、理事長は評議員に対して書面をもって当該変更内容を報告しなければならない。

(種類及び開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要ある場合には、いつでも開催することができる。

(招集及び議長)

- 第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 評議員会の議長は、理事長がこれを務める。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決しなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更

(決議の省略)

- 第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 あらかじめ指定された評議員の代表及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事及び監事

(理事及び監事の員数)

- 第25条 当法人の理事は、5名以上13名以内とする。
- 2 理事のうち埼高P連会長経験者1名を理事長とし、埼高P連会長及び県高等学校長協会会長の2名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

- 4 埼高P連の副会長 4名以内
- 5 学識経験者2~5名
- 6 事務局長
- 7 当法人の監事は、埼高P連の監事のうち2名以上4名以内とする。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。
 - 3 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事及び監事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 理事を選任する場合、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該理事と婚姻届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該理事の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を同一にする者
 - (2) 他の同一団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内にその登記をしなければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事会において当法人の業務を分担執行し、理事長に事故あるときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 当法人の業務及び財産状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (3) 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 理事または監事は、第25条で定めた員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事または監事としての権利義務を有する。
 - 4 補欠または増員で選任された理事及び監事の任期は、その前任者又は他の在任理事または監事の任期満了時までとする。

(解任)

- 第30条 理事または監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議のよって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、PTAの役員、学校の職員以外の者には、別に定める規定によって、1回につき2万円の範囲で支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1)自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己または第三者のためにする当法人との取引
 - (3)当法人が当該理事の債務を保証すること
 - (4)その他理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益相反取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除または限定)

- 第33条 当法人は、一般法人法第198条において準用される役員の第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(理事会)

- 第34条 当法人は理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第35条 理事会は次の職務を行う。
- (1)当法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長及び副理事長の選定及び解職
 - (4)規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
 - (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3)事務局長及び所要の職員の選任及び解任
 - (4)重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)内部管理体制の整備
 - (6)第33条の責任の免除

(種類及び開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(招集及び議長)

- 第37条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれを務める。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第39条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につい

て、特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会 員

(会員)

- 第41条 当法人の会員は、埼高P連及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入した各校PTA会員でなければならない。ただし、埼玉県内の中等教育学校後期課程及び大学附属高等学校PTA会員については、加入する単位PTAが埼高P連に加入していることを要しない。
2 会員は、評議員会決議により別に定めた年会費を納入しなければならない。
3 会員の加入又は脱退、災害共済金に関する事項は別に定める。
4 会員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力するものとする。

(事務局)

- 第42条 当法人の業務を処理するため事務局を設け、次の職員を置く。
(1) 事務局長1名
(2) 事務職員2名
(3) その他の職員若干名

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産帰属)

- 第44条 当法人は、基本財産の減失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。
<https://saikouanshin.org/>
当法人の公告は、電子公告の方法による公告を行うことができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載して行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

- 第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

- 第47条 当法人の設立者は次に掲げる者とする。
埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番20号
埼玉県高等学校安全互助会 代表者 會田皓章

(設立者の拠出する財産及びその価額)

- 第48条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。
現金 金 二千万円

(設立時評議員)

- 第49条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。
設立時評議員 須賀雅江

設立時評議員	川田 玲子
設立時評議員	石井 寛
設立時評議員	大川 清
設立時評議員	高山 美宏
設立時評議員	熊野 聡嗣
設立時評議員	石田 克己
設立時評議員	須田 和弘
設立時評議員	大下 仁
設立時評議員	成瀬 英二
設立時評議員	内田 徹
設立時評議員	里見 義臣
設立時評議員	橋本 義彦
設立時評議員	宮 敦子
設立時評議員	笠原 弘康
設立時評議員	鳥海 幸雄
設立時評議員	増田 三郎
設立時評議員	森 直樹
設立時評議員	青木 一夫
設立時評議員	小俣 絵里奈
設立時評議員	小南 りか
設立時評議員	西 郁子
設立時評議員	中村 啓子

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第50条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	會田 皓章
設立時理事	松本 裕史
設立時理事	篠原 善廣
設立時理事	山田 明美
設立時理事	柿沼 峽一
設立時理事	三井田 哲
設立時理事	天沼 俊美
設立時理事	細田 幸一
設立時理事	須田 保
設立時理事	青木 秀夫

埼玉県越谷市東越谷十丁目104番地6

設立時代表理事	會田 皓章
設立時監事	齋藤 富美子
設立時監事	黒沢 功
設立時監事	宇田 茂
設立時監事	河原 塚努

(定款に定めのない事項)

第51条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法に関する法律その他の法令によるものとする。

以上 一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会の設立のため、設立者の定款作成代理人であるこすもす司法書士法人社員佐藤泰博は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成22年11月12日

設立者 埼玉県高等学校安全互助会
代表者 會田 皓章

附則

- 1 この定款は、設立許可のあった日（平成22年12月24日）から施行する。
- 2 平成23年2月 1日 一部改正
- 3 平成26年6月18日 一部改正
- 4 令和 3年6月14日 一部改正